

熊本県公告第 953 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 16 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日
平成 16 年 9 月 17 日

2 名称
NPO 法人桜の会

3 代表者の氏名
池上 大介

4 主たる事務所の所在地
熊本市本山一丁目 6 番 9 号

5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者が要支援や要介護状態になった場合の本人や、その本人を介護するものに対して、要介護認定申請、福祉用具、住宅改修を通し、よりよい介護環境の創造に関する事業を行い、高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができ、かつ、可能な限り自立して積極的に社会に参加することができる環境を整備し、介護する側の身体的精神的負担を軽減することにより、明るく、健全な社会作りに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 954 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 16 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 116 号	なたね油かす及びその粉末	5.3 なたね油かす粉末	窒素全量 : 5.3% りん酸全量 : 2.0% 加里全量 : 1.0%	該当なし。	金守襄樹 熊本市小島中町 48	平成 16 年 12 月 13 日
熊本県肥第 1294 号	炭酸カルシウム肥料	18.0 粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 56.0 可溶性苦土 : 18.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 78 番地	平成 16 年 12 月 25 日

登載依頼

熊本県監査委員公告第 15 号

平成 16 年 9 月 7 日から平成 16 年 11 月 16 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 16 年 12 月 27 日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
同 山 本 豊 孝
同 荒 木 詔 直
同 船 田 直 大

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総務部	熊本県税事務所	平成 15 年 4 月～ 平成 16 年 3 月	平成 16 年 9 月 21 日
農政部	農業研究センター	”	平成 16 年 9 月 14 日～9 月 16 日

土木部	熊本土木事務所	平成15年4月～ 平成16年3月	平成16年9月15日～9月16日
地域振興局	宇城地域振興局	〃	平成16年10月7日～10月8日
	玉名地域振興局	〃	平成16年10月4日～10月5日
	鹿本地域振興局	〃	平成16年10月18日～10月19日
	菊池地域振興局	〃	平成16年10月13日～10月14日
	阿蘇地域振興局	〃	平成16年10月27日～10月28日
	上益城地域振興局	〃	平成16年10月21日～10月22日
	八代地域振興局	〃	平成16年11月8日～11月9日
	芦北地域振興局	〃	平成16年11月4日～11月5日
	球磨地域振興局	〃	平成16年11月1日～11月2日
	天草地域振興局	〃	平成16年11月15日～11月16日
警察本部	熊本北警察署	〃	平成16年9月7日及び9月28日
	熊本南警察署（書面）	〃	平成16年9月28日
	熊本東警察署	〃	平成16年9月8日及び9月29日
	玉名警察署（書面）	〃	平成16年10月15日
	荒尾警察署	〃	平成16年9月7日及び9月30日
	山鹿警察署（書面）	〃	平成16年9月22日
	菊池警察署	〃	平成16年9月7日
	大津警察署（書面）	〃	平成16年9月16日
	小国警察署	〃	平成16年9月8日
	一の宮警察署（書面）	〃	平成16年9月28日
	高森警察署	〃	平成16年9月8日
	御船警察署（書面）	〃	平成16年9月30日
	矢部警察署	〃	平成16年9月9日
	松橋警察署（書面）	〃	平成16年9月14日
	八代警察署	〃	平成16年9月10日及び9月30日
	宮原警察署（書面）	〃	平成16年9月27日
	芦北警察署	〃	平成16年9月10日
	水俣警察署（書面）	〃	平成16年9月22日
	人吉警察署	〃	平成16年9月9日及び10月7日
	多良木警察署（書面）	〃	平成16年9月22日
本渡警察署	〃	平成16年9月9日	
上天草警察署（書面）	〃	平成16年9月24日	
牛深警察署	〃	平成16年9月10日	

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局3出先機関、地域振興局10機関、警察本部23警察署を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

総務部